

## 令和元年分

## 所得税及び復興特別所得税の確定申告と令和2年度市・県民税の申告

## 窓口のご案内

## 問い合わせ先

●所得税について

成田税務署 ☎ (28) 5151

●市・県民税について

市課税課市民税班 ☎ (93) 1111

## ①確定申告書作成・提出

イオンモール成田2階イオンホール &lt;成田田市ウイング土屋&gt;

## ■期間

3月16日(月)まで(土・日曜日を除く)

※3月1日(日)は実施します。

## ■受付時間

9:00～16:00(提出のみは17:00まで)

## ■その他

○作成済みの申告書の提出は、郵送のほか、土・日曜日を除き、税務署1階の総合窓口でも受け付けています。

○相続税の相談、国税の納付、納税証明書の請求・発行、申告書の閲覧サービス、開示請求の手続きなどはイオンモール成田では行っていません。税務署で手続きしてください。

## ②確定申告書の提出

成田税務署&lt;成田市加良部&gt;

3月16日(月)までは、税務署窓口では確定申告書の作成・相談はできません。イオンモール成田を利用してください。

## ■受付時間

8:30～17:00(土・日曜日を除く)

## ■郵送提出

封筒に住所・氏名を記入し、次の宛先に郵送

〒286-8501 成田市加良部1-15 成田税務署宛て

※確定申告書などの控えに税務署の受付印が必要な人は、切手を貼った返信用封筒(住所・氏名を必ず記入)を同封してください。

## ③確定申告書、市・県民税申告書の提出・相談

すこやかセンター2階健診準備室

## ■期間 3月16日(月)まで(土・日曜日を除く)

※期間中は、課税課窓口での提出・相談はできません。

※3月1日(日)は市・県民税申告書の提出・相談のみ、すこやかセンター2階健診準備室で行います。すこやかセンターの休日夜間受付の入口を利用してください。

## ■確定申告など個別相談(午前・午後各40件)

収入金額・必要経費と各種控除の書類を整理して、持参してください。また、農業者や事業者などは収支内訳書を事前に作成してください。書類が整っていないと受付できない場合があります。

○受付時間 8:30～15:30(12:00～13:00は除く)

※個別相談の順番は、先着順で受け付けますが、8:20までに複数の人が受付に来たときは抽選で順番を決めます。早朝の不審者侵入の防止や、盗難などを未然に防ぐため、ご協力をお願いします。

※混雑状況により、早めに受付を終了する場合があります。

○相談時間 9:00～12:00 / 13:00～16:00

## ■市・県民税申告(提出のみ含む)

8:30～12:00 / 13:00～17:00

## 確定申告は国税庁ホームページをご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、金額などを入力すれば自動で申告書などが作成できる便利なシステムです。作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、e-Taxを利用して送信もできます。タブレットやスマートフォンでも作成できます。また、タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

国税庁 確定申告書作成コーナー

検索

## 会場に行く前に必ず確認を！

確定申告のうち、次の相談は市役所で受け付けることができません。

イオンモール成田で相談してください。

○住宅借入金等特別控除(初めて受ける人、連帯債務のある人)の申告

○営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告

○事業を開始して初めての申告

○青色申告

○令和元年分以外の申告(過年分)

○配当所得の申告

○譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)の申告

○災害の控除(台風災害などに係る雑損控除なども含む)の申告

○贈与税、消費税の申告、準確定申告

※これらの場合以外でも、内容により、イオンモール成田を案内することがあります。

## マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示

次の税目の申告書は、税務署へ提出するときに、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

○所得税 ○復興特別所得税 ○個人事業者の消費税 ○地方消費税

○贈与税

## 【本人確認書類の例】

①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ

(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)

②通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

※郵送で申告書を提出する場合は①の写し(表裏両面)または②の写しを添付

※e-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの添付は不要

軽自動車などの廃車、  
名義変更は届け出が必要です

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

手続きをしないといつまでも課税されることとなります。

次の項目に該当するときは、3月中に手続きをしてください。

○使用をやめたとき

○廃棄したとき

○所有者が亡くなったとき

○盗難にあったとき(警察への盗難届の受理番号が必要です。)

○他人に譲ったとき(名義変更の処理が済んでいるか確認してください。)

○他市町村に住所を移したとき

## 問い合わせ・届け出先

## ▼軽四輪

軽自動車検査協会千葉事務所 ☎ 050(3816)3114

## ▼軽二輪・二輪小型自動車

関東運輸局千葉運輸支局 ☎ 050(5540)2022

## ▼125cc以下のバイク、農耕用小型特殊自動車など

※手続きにはナンバープレート(標識)、印鑑、標識交付証明書等が必要です。

課税課 ☎ (93) 0443

## 3月は市税収納強化月間です

☎ 納税課 ☎ (93) 0433

市税の納付遅れや滞納額の増加を防止するため、納期限までの納付が確認できない人に、お電話でお知らせします。

※特定の金融機関や口座番号をお聞きすることや、振込の指示は行いません。

■日時 3月8日(日)、15日(日) 9:00～16:00